八戸市指定障害福祉サービス事業者等指導要綱

（目的）

第１条　この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児相談支援事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に対して行う指導について基本的事項を定め、もって自立支援給付に係る障害福祉サービス等及び障害児相談支援給付に係る障害児相談支援事業（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）の質の確保並びに自立支援給付及び障害児相談支援給付（以下「自立支援給付等」という。）の適正化を図ることを目的とする。

（指導の方針）

第２条　指導は、指定障害福祉サービス事業者等に対し、法令等に定める自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

（指導の実施）

第３条　指導の実施に当たっては、毎年度、実施時期、指導班の編成等を含む指導実施計画を別に作成し実施する。

２　指導の対象となる指定障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ文書（別記第１号様式）により通知する。

３　指導は、次に掲げる実地指導及び集団指導の形態により行う。

(1)　実地指導　指導の対象となる指定障害福祉サービス事業者等の事業所において実地に行う。

(2)　集団指導　指導の対象となる指定障害福祉サービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

（指導結果の処理）

第４条　指導の結果については、指定障害福祉サービス事業者等に対して、後日文書（別記第２号様式）により通知する。

２　前項に規定する通知について、是正又は改善の結果の報告を要する指摘事項があるときは、当該指定福祉サービス事業者等から改善報告書（別記第３号様式）を求める。

３　指導の結果、自立支援給付対象サービス等の取扱い又は自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項に関し不当な事実を確認したときは、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し自主点検させ、その結果を報告させる。この場合において、返還すべき内容が確認されたときは、自主返還の指示を行う。

（指導従事職員の心得）

第５条　指導の実施に当たっては、関係法令に基づき、常に公正普遍かつ懇切丁寧な

姿勢をもって臨み、指定障害福祉サービス事業者等から理解と積極的かつ自主的な協力が得られるように配慮する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、指導について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 29 年１月１日から実施する。

別記
第１号様式（第３条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

八戸市長　　印

指定障害福祉サービス事業者等の実地指導について（通知）

　このことについて、貴法人が設置運営する　　の実地指導を下記のとおり実施しますので、関係職員の出席方についてよろしくお願いします。

記

１　実地指導の日時等

２　実地指導の根拠

３　実地指導の目的

４　事前提出資料等及び提出期限

第２号様式（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

八戸市長　　印

指定障害福祉サービス事業者等の実地指導結果について（通知）

（指摘事項がない場合）

先般、貴法人が設置運営する　　の実地指導を実施したところ、改善を要する事項は認められませんでした。

今後とも、より一層適正な事業所運営の向上に努められるようお願いします。

（指摘事項がある場合）

先般、貴法人が設置運営する　　の実地指導を実施したところ、別添指導事項一覧表のとおり、改善を要する事項が認められました。

ついては、速やかに改善等所要の措置を講じるとともに、その結果を　　年　月　日（　）までに、別紙「指定障害福祉サービス事業者等の実地指導に係る指導事項の改善報告書」により報告してください。

なお、報告に当たり講じた措置を証明する資料がある場合には、その写しを添付してください。

指導事項一覧表

区分		実施年月日	年　月　日
事業所名		管理者名	
設置者		左の代表者	
事業所側出席者		指導担当者	

項目	現状及び問題点	是正・改善・指摘事項

第３号様式（第４条関係）

年　　月　　日

（あて先）八戸市長

印

指定障害福祉サービス事業者等の実地指導に係る指導事項の改善報告書

是正・改善・指摘事項	是正・改善状況の内容及び実施時期等	証明資料